

令和7年度処遇改善基準額表

【令和7年4月からの基準】

1, 支給対象者の基準

(基準日4月1日)

Aグループ 経験・技能のある障害福祉人材

- ①勤続年数10年以上の者もしくは、他の法人における前歴加算により10年以上の同職種経験者(1年未満端数切捨)で、下記要件に該当する者かつ常勤職員
- ただし、当法人勤務が1年未満のものを除く。また、私傷病による休職期間は算入しない。
- ・福祉・介護職員のうち介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者

・心理指導担当職員(公認心理士含む)

・サービス管理責任者

Bグループ その他の障害福祉人材

- ①勤続10年未満及前歴加算を加えても10年未満のの職員で、Aグループの要件該当者。
- 加えてBグループ要件として下記要件に該当する者
- ・介護職員等初任者研修修了者

・工賃・賃金の向上に寄与する職員

・ヘルパー1級または2級取得者

・障害者ITサポーター

・障害者の芸術文化活動を指導する職員

・社会福祉主事任用資格

・障害者のスポーツ活動を支援する職員

・障害者の生活を支援する職員

・心理カウンセラー

Cグループ その他の職員

- ・看護師

・ハウスキーパー

・理学療法士

・事務職員

・運転士

・その他障害者の生活支援に携わらない職員

2, 手当の基準額

手当の基準額は、その年度の福祉・介護職員等処遇改善加算等見込総額と各グループの人数割合により毎年度計算しなおし確定することとする。

手当の配分は、Aグループ4 ： Bグループ2 ： Cグループ1 の配分を勘案し、

上位グループは、直近下位グループの2倍以上とする。

	処遇改善手当
Aグループ 月額	32,500 円
Bグループ 月額	15,200 円
時給	90 円
Cグループ 月額	7,550 円
時給	40 円

平成23年度給与額を基準に、毎年の上昇分及びベースアップ分の給与を処遇改善加算で賄う。

平成23年度以降に新設した手当額を処遇改善加算で賄う。

パート職員及び派遣職員を正・準職員へ転換した場合の給与差額を処遇改善加算で賄う。

今年度新設予定（支給基準日2026年3月1日）

令和7年度新設された障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金により人件費の改善を行う。この補助金は、4月4日時点で次年度以降の継続は明らかになっていないため、来年度以降継続して支給できるか未定である。なお、今年度分については支給決定が前提となる。

支給方法 正・準職員は、3月賞与に加えて特別賞与として支給する。

非常勤職員は、2月給与支給時に処遇改善手当として支給する。

支給基準日を3月1日としていることから、3月1日現在在職者に限ることになる。

支給額 ①上記A・B・C各グループの支給割合を準用し、補助金額を按分して支給する。

②非常勤職員は、①に加え11月から1月の勤務時間を用いて按分して算出する。

支給額は、2026年3月現在の職員数、勤務状況により変動するが、

4月時点でのおよその基準金額は以下の通り

Aグループ	60,000円	
Bグループ	30,000円	非常勤職員は勤務時間数按分
Cグループ	15,000円	非常勤職員は勤務時間数按分

3. 手当の額の調整

1. 支給総額と各加算総額・交付金総額の調整

手当総額が福祉・介護職員等処遇改善加算総額に満たない場合の調整は、3月以降の給与支払時に調整する。

2. 休職者・産前産後休暇者等給与の支払いを要しない職員の手当の額の調整

休職者等の基準額については、予算を上回らない範囲で現任正準職員に配分することができる。

3. 計画策定後に入職した職員の扱い

予算を上回る場合でも基準額を支給する。

4. 年度内での基準改正について

年度内に国の制度が変更された場合、この基準を改正する場合がある。